

**医療法人社団喜峰会 東海記念病院 介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（短期集中型サービス）運営規程**

（事業の目的）

第1条 医療法人社団喜峰会が開設する東海記念病院 さぼてんクラブ（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（短期集中型サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者または事業対象者に対し、適正な通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定通所型短期集中型サービスの事業の提供は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、運動器機能訓練、栄養改善の指導又は口腔機能の向上その他の一人ひとりに合った必要な日常生活上の支援及び個別のプログラムによる生活機能訓練を短期間に集中的に行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 東海記念病院 さぼてんクラブ
- ② 所在地 春日井市廻間町字大洞 681 番地 47

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業員
医師 1名以上
理学療法士 1名以上（常勤換算）
作業療法士 1名以上（常勤換算）
管理栄養士 1名以上
歯科衛生士 1名以上

従業者は、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日
月曜日から金曜日とする。ただし、祝日及び年末年始を除く。
- 2 営業時間 15時00分から17時00分までとする。
- 3 サービス提供時間 15時00分から16時00分までとする。

（事業の利用定員）

第6条 事業の利用定員は20名とする。

（事業の内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、春日井市が定める基準による額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、春日井市が定める基準による額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 健康チェック
 - ② 機能訓練
 - ③ リハビリマネジメント
 - ④ 運動機能向上
 - ⑤ 栄養管理指導
 - ⑥ 口腔機能の向上
- 2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、春日井市全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時における対応方法)

第10条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 責任者の選定
 - ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年1回以上）
 - ③ 虐待等に対する相談窓口の設置
 - ④ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを春日井市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団喜峰会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年9月1日より施行する。

この規程は、平成29年1月1日から一部改定して施行する。

この規程は、平成30年2月1日から一部改定して施行する。

この規程は、平成31年4月1日から一部改定して施行する。

この規程は、令和2年7月15日から一部改定して施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改定して施行する。

この規程は、令和4年6月1日から一部改定して施行する。

この規程は、令和5年1月1日から一部改定して施行する。

この規程は、令和6年3月25日から一部改定して施行する。